

[様式第11]

## 情報公開（部分公開）決定通知書

企 発 第 号  
年 月 日

様

原子力発電環境整備機構理事長

年 月 日付で異議の申出のあった機構資料の公開について、原子力発電環境整備機構情報公開規程第16条第3項の規定に基づき、次のとおり、部分について公開をすることとしましたので通知します。

公開の実施を受ける場合は、原子力発電環境整備機構情報公開規程第15条第2項の規定に基づき、この通知書を受領した日から30日以内に、同封の様式第7「機構資料の公開の実施方法等申出書」を原子力発電環境整備機構理事長あてに提出してください。

1. 公開する機構資料の名称及び公開する部分の指定
2. 部分について非公開とする理由
3. 公開の実施の方法等（裏面の「説明事項」をお読みください。）
  - (1) 公開の実施の方法等

機構資料の種類・数量	公開の実施の方法	公開の実施に係る手数料		
		算定基準	基本額※	手数料※

注※：公開する機構資料全体について公開の実施を受ける場合の金額を記載

- (2) 機構の事務所における公開を実施することができる日時、場所
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

担当者 原子力発電環境整備機構